明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五二）　一
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一八）　三
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三六）　三六
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三七）　五〇
〔告　示〕
○昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号の一部を改正する件（**農林水産**一一一九）　五二
○飼料の公定規格の一部を改正する件（**同**一一二〇）　五三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会裁決関係　八二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八三
会社その他
会社決算公告　八五

省令

○総務省令第五十二号

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

総務大臣　高市　早苗